

令和5年度

「連合の教育」の重点



相楽東部広域連合教育委員会

令和5年度「連合の教育」の重点

< P >		
I	「連合の教育」の基本理念	2
II	〃　　基本方針	2
III	〃　　施策推進の視点	3
IV	〃　　年度別目標	4
V	連合の子どもにはぐくみたい力	4
VI	推進方策と取り組むべき項目	5
<学校教育の重点>		6
◇	推進方策 1 豊かな学びの創造と確かな学力の育成	7
2	豊かな人間性の育成と多様性の尊重	8
3	健やかな身体の育成	10
4	学びを支える教育環境の整備	11
5	学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進	13
6	文化振興と文化財の保存・継承・活用	14
7	魅力ある保育・学校教育の推進	15
<社会教育の推進>		16
◇	令和5年度の努力点	17
*	生涯学習の振興	18
*	家庭の教育力の向上	19
*	地域の教育力の向上	20
*	子どもへの支援の充実	21
*	人権教育の推進	22

I 「連合の教育」の基本理念

- 1 個人の尊厳を尊重し、真理と平和を希求する教育（不易）
- 2 激変する社会にあって、主体的に行動したくましく生き抜く力を育成する教育（流行）
- 3 積極的に自然・人・社会とつながり、ふるさとを愛する教育（連合ならではの教育）

- 連合の教育は、ふるさとの未来を自分のこととして捉え、変化の激しい社会にあって、主体的に行動し幸せに生きていく力を育成する教育である。
- 子どもたちの包み込まれているという感覚は、主体的に学ぶ力を生み出し、多様な人とつながることによって、新たな価値を生みだせる人となる。

II 「連合の教育」の基本方針

- 1 憲法・教育基本法等関係法令を遵守し、京都府の教育の下、連合ならではの教育を進める。
- 2 人権尊重を柱とし、仲間とともに地域に貢献できる人づくりを進める。
- 3 幼少期からの継続した見守りと義務教育終了を見据えた一貫した教育を進める。
- 4 一人ひとりを大切にし、個を伸ばす教育を進める。

- “連合ならでは”の教育は、保護者・地域住民の連合による教育への期待に応えるべく進めるものである。
- 期待に応える教育は、人権尊重を柱とし、仲間とともにふるさとを愛し、ふるさとに貢献できる人づくりである。
- 連合の強みは、少人数による幼少期からのつながりを基に一貫した教育ができることがある。
- 子どもの個性を尊重し、誰一人取り残すことなく個性や能力を最大に伸ばす。
- すべての子どもに愛をもって、包み込む教育により自己肯定感を高める。

III 「連合の教育」の施策推進の視点

1 小規模校の特性を活かした“連合ならでは”的教育

少人数教育の特性を活かすとともに、アクティブラーニングを基本とした多様な学習、広く外との交流や合同・協同学習を意図的に計画し、組織的に推進する教育活動を展開する。

2 3小・2中が協同して共に伸び行く連合の教育

保・小の連携、小・小の連携、小・中の連携、中・中の連携により相互に協同し、質の高い連合の教育を共に進めることで、すべての子どもの可能性を最大限に引き出し、個性や能力を一層伸ばす。

3 連合の強みを生かし、保育園・学校・家庭・地域がつながる教育

学校、家庭、地域がコミュニティとしてそれぞれの役割と責任と強みを活かし、総がかりで子どもを包み込み、幼児期から生涯にわたって連続性のある教育を進める。

4 すべての人が豊かに学び自己実現できる教育の推進

○ 新たな課題や社会状況の変化に適切に対応する教育活動

- ・コロナ禍からの復帰を目指す取組を推進する
- ・Society5.0の社会により良く生きるために学びを進める
- ・AIやICT機器を有効活用するための学びを進める
- ・ニューノーマルな学び

○ 個別最適な学びと協働的な学びを進める学校教育

- ・アクティブラーニングによる授業
- ・多様性を尊重した社会に開かれた授業
- ・子どもを中心とした授業

○ 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進

○ 学びをつなぐ環境整備

- ・子どもの貧困対策を視野に入れた学びの推進
- ・生涯学習の視点を持った学びの場の設定
- ・リスクキングやスキルアップを目指し自己実現できる学びの提供
- ・新たな学習への意欲を高め、将来の生き方を考える活動の展開

IV 「連合の教育」の年度別目標

平成

- 21年度 1年目…継続を基本とした基盤づくり
- 22年度 2年目…調整と改善、共有
- 23年度 3年目…軌道に乗せて
- 24年度 4年目…軌道修正による安定走行
- 25年度 5年目…活性化に向けて～展望！つながり！挑戦！～
- 26年度 6年目…『不易と流行』を見極めた教育の展開
～“れんけい”による相互支援と切磋琢磨～
- 27年度 7年目…“連合だからできる、連合ならでは”的教育の推進
- 28年度 8年目…実を結ぶ“連合ならでは”的教育
- 29年度 9年目…教育課題へのアクティブ・アプローチ
- 30年度 10年目…連合の、連合による、連合のための人づくり

令和

- 元年度 11年目…連合の、連合による、連合のための人づくり
- 2年度 12年目…連合の、連合による、連合のための人づくり
- 3年度 13年目…Withコロナの中でも“連合ならでは”的人づくり
- 4年度 14年目…Withコロナに適切に対応した“連合”的人づくり
- 5年度 15年目…連合15年目の新たな教育の発進
～連合の教育のイノベーション～

V 連合の子どもにはぐくみたい力

- ① 主体的に学び考える力：変化の激しい社会を前向きに生きる
- ② 多様な人とつながる力：違いは豊かさ、つながりは幸せ
- ③ 新たな価値を生み出す力：幸福な人生、未来社会の創造

子どもに付けたい力は、大人社会で必要な力

VI 推進方策と取り組むべき項目

<推進方策 1>

豊かな学びの創造と確かな学力の育成

- (1) 基礎・基本の確実な定着
- (2) 活用力・対応力の育成
- (3) 学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学び
- (4) 京都と日本を知り、世界に通用するグローバル人材の育成

<推進方策 2>

豊かな人間性の育成と多様性の尊重

- (5) 人権教育の推進
- (6) 豊かな心をはぐくむ道徳教育と読書活動
- (7) 自立と社会参加に向けた特別支援教育
- (8) 人格形成の基礎を培う幼児教育
- (9) いじめや暴力行為の防止対策の充実
- (10) 不登校児童生徒に対する学びの保障

<推進方策 3>

健やかな身体の育成

- (11) 学校や地域におけるスポーツの機会の充実
- (12) 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応
- (13) 次世代アスリートの発掘・支援と競技力の向上

<推進方策 4>

学びを支える教育環境の整備

- (14) 安心・安全を守る学校危機管理
- (15) 多様な子どもたちを包み込む学びのセーフティネットの構築
- (16) 優れた教員の確保と資質能力の向上
- (17) 教職員がいきいきと子どもに向き合える環境づくり

<推進方策 5>

学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進

- (18) 家庭の教育力の向上
- (19) 地域の教育力の向上と地域とともにある学校づくり
- (20) 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育
- (21) 生涯学習の振興と社会教育施設の機能充実

<推進方策 6>

文化振興と文化財の保存・継承・活用

- (22) ふるさとの伝統文化を守り、新たな文化を創造する感性の育成
- (23) 文化芸術に親しむ環境づくり
- (24) ふるさとの文化財の保存・継承・活用

<推進方策 7>

魅力ある保育・学校教育の推進

- (25) 特性を活かした“ならでは”的魅力ある学校づくり
- (26) 園・学校間（保小、小小、中中、保小中等）連携の充実

学校教育の重点

1 学校教育の3本柱

- (1) “相楽東部だからできる” “相楽東部ならでは” の教育の一層の推進
 - 連合のよさ、小規模校の特性を活かした魅力ある教育活動の展開
 - 我がふるさとを愛し、我がふるさとに貢献する児童生徒の育成
 - 保育園・小学校・中学校が連携し『地域とともにある教育』の推進
- (2) 豊かな学びの創造と生きる力の育成
 - 個別最適な学びと協同的な学びの一体的な教育の推進
 - 保・小・中の一貫した教育による認知能力と非認知能力の育成
 - 自校の課題と達成目標の共有、組織による実践
- (3) 豊かな人間性の育成と多様性の尊重
 - 一人ひとりの尊厳と人権が尊重された教育の充実
 - 自分を大切にし、人も大切にする教育の推進
 - 変化の激しい社会、多様な社会の中で自分らしく生き抜く力の育成

2 具体的重點事項

- ① 社会の変化に対応した“連合ならでは”の教育活動の展開
 - 社会の状況を踏まえ、学びを止めない“連合ならでは”の教育活動
 - 主体的に取り組む“連合ならでは”的ふるさと学習の推進
 - 小規模の特性を活かした各校の学校自慢の取組の推進
 - 非認知能力をはぐくむ保育園・小学校の連携推進
 - 部活動地域移行を視野に入れた中中連携
 - Society5.0を見据え、タブレット、ICT機器等の活用
- ② “連合ならでは”的豊かな学びの創造と生きる力の育成
 - アクティブラーニングの手法による授業展開
 - 交流（合同）学習における小小・中中連携、教科指導に係る小中連携
- ③ 一人ひとりが包み込まれ、みんなでつながる学校づくり
 - 自分を大切にし、仲間を大切にする学級、学年、学校づくり
 - いじめの未然防止と不登校児童生徒への組織的・計画的な支援
 - 一人ひとりを大切にする教育相談の実施
 - 子どもが主体的に行動する校則（きまり）作成と生徒指導の充実
- ④ 児童生徒の体力の向上と健やかならだづくり
- ⑤ 自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実
 - 障がいのある子どもたちの教育的ニーズを踏まえた学びの充実
 - 各校特別支援学級の充実、広域連合通級指導教室の適切な運営
- ⑥ 相楽東部広域連合教育委員会研究指定校における研究発表会
- ⑦ いのちを守るべく、安心・安全な学校づくり

推進方策 1 豊かな学びの創造と確かな学力の育成

(1) 基礎・基本の確実な定着

- ①校長のリーダーシップのもとに自校の課題と達成目標を全教職員で共有し、組織が一体となって社会の変化に対応できる生きる力をはぐくむ取組の推進
- ②少人数による教育のよさを活かした学習支援、交流学習・合同学習や小中連携授業の実施など、基礎・基本の確実な定着を図る取組の推進
- ③「全国学力・学習状況調査」、「京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～」を活用して一人ひとりの認知能力の伸びや非認知能力の変容を把握
- ④「主体的・対話的で深い学び」を実現するアクティブラーニングによる授業の実施
- ⑤小学校英語科指導の充実、ALTの効果的活用や小中連携等による小・中学校英語教育の一層の充実
- ⑥基礎・基本の定着を図るべく個別補充学習、家庭と連携した学習習慣の定着に向けた取組の充実
- ⑦「知識・技能」「思考力・表現力・判断力等」「学びに向かう力・人間性等」のバランスのよい育成

(2) 活用力・対応力の育成

- ⑧思考力・表現力・判断力などの育成を図るべく、各教科等の特質に応じた言語活動のさらなる充実と『読み取る力』（基礎的読解力）の育成
- ⑨コミュニケーション能力や課題解決能力、自尊心、粘り強さなどの非認知能力の育成
- ⑩ICTを効果的・効率的に活用する学習活動を通じて、児童生徒の情報活用能力の育成
- ⑪プログラミング体験を通して論理的思考力を高めるプログラミング教育の充実

(3) 学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学び

- ⑫学習の見通しを立てたり学習したこと振り返ったりするなど、児童生徒が主体的に学習に取り組む中で、課題解決型の授業の展開や図書館等を活用した探求型学習の推進

⑬1人1台端末の活用やオンラインによる双方向授業など、多様な学習形態や学習機会を創出し、児童生徒の学習意欲や興味・関心を高める取組を推進

⑭児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進する学びの保障

⑮デジタル教材・音声教材などの活用による多様な学びへの支援

(4) 京都と日本を知り、世界に通用するグローバル人材の育成

⑯グローバル化に対応すべく、英語教育、ALTの活用、交流体験などによる異文化を理解・尊重する資質やコミュニケーション能力の育成及び校種間連携の促進

⑰積極的に外国人と触れ合う機会を設け、多様な価値観や文化的な背景の理解を深める取組の推進

⑱地域を知り、地域への愛着を深めるべく、京都、相楽東部の自然や歴史・文化遺産を活用したふるさと学習の充実

推進方策 2 豊かな人間性の育成と多様性の尊重

(5) 人権教育の推進

①「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」等差別のない社会の実現を目指す法律を踏まえた人権学習の充実

②社会情勢の急激な変化に伴い多様化・複雑化する人権問題の解決に向けて、主体的に行行動する力を養う人権学習の充実

③コロナ禍で起こった新たな人権問題への適切な対応

④人権教育を推進していくための、教職員等の認識の深化及び人権教育に関する実践力・指導力の向上を図る人権研修の充実

⑤京都府及び広域連合の『人権教育に関する教職員の意識調査』の結果を踏まえた日常的・系統的かつ効果的な研修の充実

⑥様々な人権問題を自分自身の問題として捉え、人権問題の解決に向けて取り組む人や被差別の当事者から学ぶ機会を取り入れた『教職員研修』の推進

⑦人権教育推進の担い手としての自覚のもと、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法の継承と活用を図る人権教育の推進

(6) 豊かな心をはぐくむ道徳教育と読書活動

- ⑧全教職員で推進すべく道徳教育の推進体制、全体計画と別葉、「特別の教科 道徳」年間指導計画の活用
- ⑨ありのままの自分を受け入れ、多様な他者を尊重し共生を重んじる心を育てる道徳教育を通して、自己肯定感の高揚
- ⑩「京の子ども 明日へのとびら」をはじめとする児童生徒の心に響く教材を活用した道徳教育の推進
- ⑪授業の中に問題解決的な学習、体験的な学習を積極的に取り入れた「考える道徳」、「議論する道徳」の積極的推進
- ⑫校長、教頭、教務主任、養護教諭等の「担任外による道徳授業」の実施
- ⑬京都府及び相楽東部広域連合「子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」を踏まえ、家庭、学校、関係機関や団体が一体となって生涯にわたって読書に親しむ態度を養うための読書活動の推進
- ⑭図書室の環境充実、配置された図書館司書の有効活用による読書活動の充実

(7) 自立と社会参加に向けた特別支援教育

- ⑮共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- ⑯障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた支援と学びの充実
- ⑰特別支援学級の充実、特別支援教育支援員の配置、保・小・中連携による教育的支援の充実などを図る取組の推進
- ⑱相楽東部広域連合通級指導教室の適切な運営と巡回指導の積極的活用等「通級による指導」の一層の充実
- ⑲ICTを活用した学び、デジタル教材や電子黒板を活用する指導など授業のユニバーサルデザイン化の積極的推進

(8) 人格形成の基礎を培う幼児教育

- ⑳幼児教育アドバイザーを活用した保・小・中の合同研修を行い、幼児期から中学校卒業までの一貫した指導による認知能力と非認知能力の育成
- ㉑保育士と小学校教員との相互交流や研修会を行い、遊びから学びへの育ちを重視し、

幼児教育から小学校教育への円滑な接続のためのカリキュラムの充実

(9) いじめや暴力行為の防止対策の充実

- ㉒「いじめ防止基本方針」に基づく、いじめや暴力行為の未然防止・早期発見・早期対応
- ㉓生徒指導の機能（自己存在感、共感的理解、自己決定の場）を活かした教育活動の展開
- ㉔人権教育による自分を大切にし、人も大切にする態度の育成と道徳教育による人を思いやる心をはぐくむ取組の推進
- ㉕児童生徒の小さな変化にも敏感に対応すべく教職員個々の「気づく力」、組織として「気づける力」の向上とその発揮
- ㉖暴力行為等の防止に向けた、関係機関との連携による非行防止教室の効果的な開催及びインターネット上のいじめに対応すべく情報モラル教育の充実

(10) 不登校児童生徒に対する学びの保障

- ㉗児童生徒にとって“魅力ある”学校づくり、お互いに認め合い高め合う『仲間づくり』を核とした『学級経営』の推進
- ㉘児童生徒一人ひとりに他者との共生を重んじる心をはぐくみ、「包み込まれている」という感覚」を実感させ、自己肯定感を高める教育活動の展開
- ㉙スクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」、「心の居場所サポート」の効果的な活用と密接な連携による教育相談及び生徒指導の充実
- ㉚不登校児童生徒の社会的自立に向けた組織的・計画的な支援の充実
- ㉛ICTを活用した個別学習やリモート学習など個々の不登校児童生徒の状況に応じたきめ細かい指導の充実

推進方策 3 健やかな身体の育成

(11) 学校や地域におけるスポーツの機会の充実

- ①発達段階に応じた体力・運動能力の課題解決に向けた「体力向上推進プロジェクト」の取組推進と小学校における「運動遊びガイドブック」や「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用の推進

- ②生涯にわたって運動やスポーツ活動に親しむために、『連合ならではの部活動地域移行』による環境づくり
- ③持続可能な運動部活動体制づくりと「運動部活動指導ハンドブック（改訂版）」や外部指導者の活用、地域スポーツクラブとの連携による運動部活動の充実
- ④体育的行事や運動部活動の充実、小中連携による指導体制の強化、各種大会や地域スポーツクラブへの積極的参加などによる競技力の向上
- ⑤体育・スポーツ活動における事故防止に向けた、適切な指導計画の立案及び教職員等の指導力の向上

(12) 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応

- ⑥新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症に対する予防法を身に付ける学習の推進
- ⑦「新しい生活様式」を踏まえて児童生徒の健康に対する意識を高め、心と体のバランスに配慮した心身の健康の保持増進を図るべく取組の推進
- ⑧薬物乱用防止教育、「生命（いのち）のがん教育」をはじめ、多様化・深刻化する健康課題に対応する組織的体制及び取組の充実
- ⑨食に関する指導計画に基づく教科横断的な指導の充実と学校給食を通じた地域の食文化等の理解を図る食育の推進

(13) 次世代アスリートの発掘・支援と競技力の向上

- ⑩児童生徒に「スポーツの力」を実感させ、豊かな「スポーツごころ」をはぐくむ取組の推進
- ⑪支援体制の充実によるアスリートの育成と競技力の向上

推進方策 4 学びを支える教育環境の整備

(14) 安心・安全を守る学校危機管理

- ①災害時や感染症等の非常時においても、ICTの活用による『児童生徒の学びを止めない』取組の推進
- ②自らの命を守るべく、危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の計画的な実施

- ③各地域・学校の実態に応じた「危険等発生時対処要領」の整備と検証
- ④学校、家庭、地域、警察等、地域社会全体で連携・協働して取り組む児童生徒の登下校時の安全確保
- ⑤「相楽東部広域連合通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携した通学路の安全確保の推進
- ⑥ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、安心・安全に学習できる教育環境づくりの推進

(15) 多様な子どもたちを包み込む学びのセーフティネットの構築

- ⑦就・修学等を支援するための援護制度の周知・徹底や「まなび・生活アドバイザー」と連携した経済的に困難な状況に置かれている子どもへの“学びと生活”的支援
- ⑧子どもの状況把握に基づく教育相談や家庭支援の充実、福祉機関との調整
- ⑨子どもの発達段階に応じたつまずき等を克服する学習支援の充実
- ⑩日本語指導が必要な児童生徒が安心して学べるよう、支援員の配置をはじめとする指導体制の充実

(16) 優れた教員の確保と資質能力の向上

- ⑪教職員による「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」の積極的活用
- ⑫体罰やハラスメント等の根絶に向けた教職員の意識改革と研修の工夫改善
- ⑬ICT教育、学びのデータ活用、小学校教科担任制をはじめ「新しい時代の学校教育」の実現に向けた研究の推進と人材育成、WEBを活用した研修の充実
- ⑭相楽東部広域連合教育委員会における研究指定校事業の有効活用

(17) 教職員がいきいきと子どもに向き合える環境づくり

- ⑮「相楽東部広域連合立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に定める段階的目標（Ⅲ期…令和5年度）の達成に向けた取組の推進
- ⑯教職員相互の連携・協働を進める方法の工夫や業務改善をはじめとする働き方改革の推進
- ⑰専門スタッフや外部人材の活用等により、教職員が余裕をもって児童生徒と向き合い、自らの資質・能力の向上に取り組める環境づくりの促進

推進方策 5 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進

(18) 家庭の教育力の向上

- ①子どもの健全育成に向けた学校・家庭・地域社会・関係諸機関とのネットワークの充実
- ②子どもの生活習慣の確立や豊かな心の育成のための保護者支援や学習活動への積極的な協力
- ③子育ての悩みや不安を抱く保護者が孤立せず身近な場で交流や相談ができるネットワークづくりの推進
- ④児童虐待の早期発見・早期対応のための校内相談体制の整備、関係諸機関との連携強化及び児童虐待防止に向けた啓発活動の推進
- ⑤薬物乱用防止やネットトラブル等に関する学習資料を活用した保護者等の研修の実施及び保護者同士のネットワークづくりの推進
- ⑥ＩＣＴ教育をはじめとする『新しい学習方法』を保護者が体験する研修機会の提供

(19) 地域の教育力の向上と地域とともにある学校づくり

- ⑦地域社会全体で子どもの学びや育ちを支える「地域学校協働活動」の一層の充実
- ⑧地域に開かれた魅力ある学校づくりを着実に進めるべく、保護者や地域住民の参加によるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実・発展
- ⑨かさぎ・まなび塾（笠置町）、あそび塾（和束町）や“Ya！まなびClub”（南山城村）など地域の特色を活かした「京のまなび教室」の充実
- ⑩地域住民の多様な生涯学習の成果を発揮できる機会の提供をはじめとする地域の教育力の向上に向けた取組の推進
- ⑪児童生徒が地域への愛着を深め、地域のために考え方行動する意欲を身に付けるための取組（ふるさと教育）の充実
- ⑫「自分たちの住む地域のために自分たちにできること」を実践すべく、児童生徒が主体となった『学校の地域貢献』のさらなる推進
- ⑬家庭や地域に開かれた学校づくりを一層進める各校の工夫改善

(20) 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育

- ⑭様々な学びの機会を通して、他者の尊重と共生、社会貢献、公共の精神、規範意識など社会に参画するための基盤となる力の醸成
- ⑮ボランティア活動や地域に根ざした活動、地域と一体となった活動などを通じた社会に貢献する心やリーダーシップの育成
- ⑯自らの学びの足跡を振り返られるようにし、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度の育成を目指すキャリア教育の充実
- ⑰主権者教育、消費者教育、環境教育などを通して、自ら判断し行動できる資質や能力の育成
- ⑱SDGsの開発目標を教育課程に反映させ、子どもが自らのこととして課題を整理して、主体的に解決を目指す実践的な活動の推進

(21) 生涯学習の振興と社会教育施設の機能充実

- ⑲子どもたちや地域住民の体験活動・学習活動を充実させるための3町村図書室、郷土資料館及び町村（広域連合）立の社会教育、生涯学習関連施設等との積極的な連携強化
- ⑳クラウドを活用した学校図書館、町村図書室との連携を図り、図書館機能を活かした学習機会や効果的な図書館サービスの提供

推進方策 6 文化振興と文化財の保存・継承・活用

(22) ふるさとの伝統文化を守り、新たな文化を創造する感性の育成

- ①ふるさとに対する理解を深め、ふるさとへの誇りを高めるべく、地域の自然や歴史、文化、伝統行事、伝統産業などに関する学習の促進
- ②お茶学習、地域との交流をはじめとする『ふるさと学習』の充実により、我がふるさとを愛し、我がふるさとに貢献する児童生徒の育成

(23) 文化芸術に親しむ環境づくり

- ③「豊かな学び・文化体験活動」や管内の伝統文化事業、校内芸術鑑賞会などを活用した京都や地域の伝統文化、芸術文化活動の充実

④ものづくり体験活動や自然・文化体験活動などの充実

⑤優れた文化芸術に接する機会を増やすなど、児童生徒の豊かな感性や創造性を伸ばす取組の推進

(24) ふるさとの文化財の保存・継承・活用

⑥文化財の広域連合指定を一層推進するなど、地域全体で文化財を保護する体制の強化

⑦文化財を後世に継承すべく、地域の文化財を活用した課題解決型の学習を実施するなど、学校教育と社会教育が連携して文化財の普及啓発を図る取組の推進

推進方策 7 魅力ある保育・学校教育の推進

(25) 特性を活かした“ならでは”の魅力ある学校づくり

①地域の自然や人材、組織、機関等を活かした教育活動の推進

②地域の実態に応じた教育システムの構築、“相楽東部広域連合だからできる” “相楽東部広域連合ならでは” の学校づくり

③小規模校の特性を活かした教育活動の一層の推進

④子どもや保護者にとって“魅力ある”学校づくりを進め、子どもの変容が自慢できる教育活動の推進

(26) 園・学校間（保小、小小、中中、保小中等）連携の充実

⑤交流学習や合同学習の充実、学校行事の共催など管内学校間連携の一層の推進（小・小中・中中連携）

⑥ICTを活用した“連合ならでは”的取り組みを一層進め、管内学校間の“つながり学習”など魅力ある事業の充実

⑦各校・園が協働し、連合の子どもたちを包み込むように幼少期から一貫して育てるためのシステムの構築

社会教育の推進

社会がどのように変化しても、多様な人とのつながりを保ちながら持続可能な社会を創造していくことを目指し、誰もがいつでもどこでも生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に活かすことのできる「生涯学習社会の実現」に向けた多様な取組を推進する。

- ◎ 学びの場・活動の場の充実に向けた支援
 - ◎ 地域住民のニーズや現代社会に対応した事業の展開
 - ◎ 各町村における文化・スポーツ活動の活性化
 - ◎ 連合のよさを活かした3町村間の活発な交流と相互支援
 - ◎ 社会教育関係団体における主体的活動の促進
 - ◎ 学校、家庭、地域社会の連携・協働による子どもの育成と支援
 - ◎ 社会の変化に対応した“連合ならでは”的事業の推進
- 1 乳幼児・青少年教育、成人教育や高齢者教育など生涯の各時期に応じた学習機会の充実
 - 2 地域の特性を活かした文化活動の充実・発展、各種文化サークルの活動促進
 - 3 地域住民のライフステージやライフスタイルに応じた生涯スポーツの推進
 - 4 家庭の教育力、地域の教育力の向上及びコミュニティ・スクールと一体となった『地域学校協働活動』の充実
 - 5 社会問題や現代的課題に対応すべく、学校・家庭・地域が連携・協働した子どもを支援する取組の推進
 - 6 学校・家庭・地域社会や関係諸機関、各種団体などと連携・協働した総合的な人権教育の充実

令和5年度の努力点

急激な社会の変化と相まって、少子化と高齢化が一層進み町の活性化が大きな課題である中、地域住民の主体的な参画による人がつながりお互いに認め合う関係がある地域づくりは、町の発展を進めるうえで欠かせない。

よって、『人がつながる地域づくり』の推進は、人と人とのつながりや絆を強める活き活きとした地域コミュニティの形成、学びの成果を地域の活動の中で積極的に活かすことによる学びの場の広がりとともに、生涯学習社会を実現させ町の発展につながるものである。

1 生涯学習の振興

- (1) 地域住民のニーズや現代社会に対応した事業と学習活動を充実させる。
- (2) 社会教育委員会議における意見や助言を踏まえつつ生涯学習の振興を図る。
- (3) 地域の特性を活かした文化活動、サークル活動の充実・発展に努める。
- (4) 生涯にわたってスポーツに親しむ「生涯スポーツ社会」の実現を目指す。
- (5) 生涯学習における指導者の養成と確保に努める。
- (6) 社会教育関係団体等における主体的活動の促進を図る。
- (7) 社会教育施設等の機能を充実させ、それらの効果的な活用を図る。

2 家庭の教育力の向上

- (1) 子育てに関する各種講座を充実させ、保護者の学習活動を支援する。
- (2) 家庭の教育力を高めるため、子育てに係る情報発信や教育相談活動に努める。
- (3) 保護者同士の交流、地域の人との関わりを軸に、サポート体制の強化に努める。
- (4) 親子読書や読み聞かせなど家庭における読書活動を推進する。

3 地域の教育力の向上

- (1) 家庭、学校との連携・協働を強化し、社会総がかりで子どもをはぐくむ。
- (2) 学びと活動を通した「人がつながる地域づくり」を進める。
- (3) 地域の文化や歴史に触れて、地域間交流を深め、ふるさとを愛する心を養う。
- (4) 各学習活動における学びの成果を活かす場や機会を提供する。

4 子どもへの支援の充実

- (1) 社会問題化している児童生徒数の激減に伴う環境の変化、人間関係の希薄化、子どもの貧困などへの対応を図る。
- (2) 学校・家庭・地域が連携・協働して次代を担う子どもを支援する。
- (3) 地域全体で子どもを見守る取組を推進する。

5 人権教育の推進

- (1) 人権尊重の理念や同和問題(部落差別)をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と認識を深める。
- (2) 差別のない社会の実現を目指した法律を踏まえ、人権学習の一層の充実を図る。
- (3) 社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する人権問題への積極的な対応を図る。
- (4) 人権は自分自身の課題であるという認識を深め、身近な人権問題の解決に向けて、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。
- (5) 個性や価値観の違いを認め合える共生社会の実現を目指す取組を推進する。
- (6) 学校・家庭・地域社会や関係機関、団体等と連携・協働し、総合的に取り組む。

生涯学習の振興

【目標】 地域住民が心豊かで充実した生活を営むためには、生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会を実現することが大切である。

そのため、社会教育と学校教育の連携のもと、地域の特性を活かした多様な学習機会の提供や、指導者の資質向上、文化・スポーツ活動に親しむ環境の充実に努める。

また、地域住民の生涯にわたる学習機会の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担う社会教育関係団体に対しては、その活性化を図るべく、主体的な活動ができるよう、求めに応じて指導と助言を行うなど、連携・協力に努める。

【具体的対応】

- (1) 乳幼児・青少年教育、成人教育事業、高齢者いきいき事業など生涯の各時期に応じた学習機会の充実
- (2) 少子化、子どもの人権（貧困・不登校・虐待等）、環境問題などの現代的課題に関する学習活動を推進すべく、社会教育・生涯学習関係者を対象とした研修の実施
- (3) 多様な生涯学習の成果が学校の教育活動、環境整備に活かされ、自らの生きがいづくりや自己実現につながる場・機会の充実
- (4) 多様な学習ニーズに対応するため、他の行政機関、大学、企業、社会教育関係団体、NPOなどと連携した生涯学習の推進
- (5) 子ども、保護者、地域の人々が共に学び合う機会と場の提供
- (6) 青少年育成委員会、文化・体育協会、サークル連絡会など生涯学習の充実に重要な役割を担う社会教育関係団体の主体的活動に対する適切な指導・助言と情報提供
- (7) 各図書室の施設整備及びニーズに応じた図書館活動の充実、電子書籍の整備を図る府立図書館等との連携による利用者の拡大
- (8) 広報紙やHP、防災無線などを活用した地域住民への情報提供と相談体制の充実
- (9) 3町村の歴史と伝統文化についての理解を一層深め、次世代への継承と地域文化の創造に向けた取組の推進
- (10) 3町村における文化財や自然環境の保護・愛護、調査活動、資料収集等の充実及び文化財の積極的な活用と次世代へ引き継ぐための普及啓発
- (11) 文化財の公開、専門家による出前講座や体験学習など、地域や関係機関と連携した郷土の歴史や文化を学ぶ取組の推進
- (12) 芸術の鑑賞や創作活動など、地域における多様な文化活動の支援、その成果を発表する機会の提供
- (13) 各種文化サークルの活動促進にかかる支援
- (14) 地域の実情、住民のライフステージやライフスタイル応じた生涯スポーツの推進
- (15) スポーツ推進委員などスポーツ指導者による地域コミュニティの活性化
- (16) 障がいのある人の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けた条件整備

家庭の教育力の向上

【目標】 家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣の確立や他人を思いやる心、生命を大切にし人権を尊重する心などの豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。また、子どもが「主体的に学び考える力」・「多様な人とつながる力」・「新たな価値を生み出す力」をはぐくみ、発揮していくためには、子どもたち自身が見守られ、信頼され、期待されているなどの「包み込まれているという感覚」を実感できることが大切であり、家庭はその基礎を築く場としても重要である。

こうした役割をもつ家庭の教育力を高めるため、学校、地域社会及び関係諸機関・団体などと連携・協働しながら、保護者に対する学習・交流機会の充実やサポート体制の充実、ネットワークづくりを図る取組を推進する。

【具体的対応】

- (1) 子育て・親育ちに関する講座など、豊かな人間性（生命尊重、思いやり、他者の尊重と共生など）や自己肯定感をはぐくむ家庭の教育力を高めるための学習・交流機会の充実
- (2) 地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成
- (3) 家庭教育支援に向けた、関係機関のネットワークづくり
- (4) 親子で参加する「食育講座」など、食生活や食習慣の大切さを学ぶ機会の充実
- (5) 電話教育相談、メール教育相談、来所・巡回教育相談など京都府教育相談事業の積極的活用
- (6) 「子どもの成長・発達」や「食」、「読書」をテーマにした家庭教育資料を積極的に活用するなど、家庭教育を支援する取組の推進
- (7) 親同士のつながりを促進する「親のための応援塾」「ほっとサロン」の支援や学習資料の提供など身近な場での交流や学習機会の充実とネットワークづくり
- (8) 家庭教育支援関係者の資質向上と連携協力体制の構築を図るべく研修機会の設定
- (9) 核家族、共働き家庭、ひとり親家庭など保護者の実情に応じた子育て支援活動の充実
- (10) 親子ふれあい事業、親子交流会など、子どもが「包み込まれているという感覚」を実感できるような機会の提供
- (11) 父親のための子育て講座をはじめ父親の育児参加、家庭教育参加を促す具体的取組の推進
- (12) PTA活動の充実と保護者が参加しやすい環境づくりに向けた支援
- (13) PTAとの連携を図り、いじめ・薬物乱用・ネットトラブルなどの現代的課題やICTの活用について体験・学習・交流する場を作るなど、保護者同士のネットワークづくりの推進
- (14) 子育てに対する悩みや不安に対応すべく、関係町村、保育園（所）、関係諸機関等の参画による、地域ぐるみで子育て家庭を見守り、支援する体制の構築

地域の教育力の向上

【目標】 地域社会は、地域の人々が互いに思いやり、助け合いながら、つながりを持つ場であるとともに、子どもにとっては身近な人々から温かくて厳しい愛情や信頼、期待などに「包み込まれているという感覚」をはぐくみ、自身の自立に向けての力を蓄える大切な場である。

そのため、大人自身が学び・知ることを楽しみ、その成果を地域社会に還元するなど地域の教育力を高め、地域の課題を解決するとともに、地域の絆を強め、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを推進していくよう努める。

また、こうした活動を、学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ取組（地域学校協働活動）にも活かせるよう支援していく。

さらに、社会総がかりで「地域のよさを知り、我がふるさとを愛し、我がふるさとに貢献する」子どもを育てていく。

【具体的対応】

- (1) 地域の人々の絆、つながりを強め、地域づくり・まちづくりを進めるための取組
- (2) 地域全体で子どもたちの学びや育ちを支えるとともに、子どもを包み込む持続可能な地域づくりを目指した地域学校協働活動の充実
- (3) 地域学校協働活動の充実を図るべく、地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターの資質・能力の向上
- (4) いじめや非行、薬物乱用等の防止に向けた取組の強化、インターネットにおけるトラブルや犯罪に巻き込まれないためのスキル等の育成など、社会総がかりで健全な子どもをはぐくむべく関係諸機関・団体等とのネットワークの強化
- (5) 地域のつながりや人的資源を活かした自然、伝統、文化、スポーツなどの地域の特色や子どもの発達段階を踏まえた体験活動の充実
- (6) 子どもが、様々な人々との交流を通して、協調し合うことや人の役に立つことの大切さを実感できるボランティア活動等の充実
- (7) 地域の特色を活かした体験活動や学習活動を行うなど、子どもの居場所づくりを支援する「京のまなび教室」（かさぎ・まなび塾【笠置町】、あそび塾【和束町】、“Ya ! まなび Club”【南山城村】）の充実
- (8) 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に参加できるような地域での体験活動や学習活動の充実
- (9) 地域の課題の解決に向けた子育てサポーターやボランティアの養成
- (10) 子どもの健全育成に向けて幅広い地域の関係者が参画するネットワークを充実させることにより、地域社会全体で子どもを包み込みはぐくむ環境づくりの推進
- (11) 地域学校協働活動への高校生の参加を進めるなど、郷土に誇りと愛情を持つ次代の地域づくりの担い手の育成
- (12) 地域課題の解決に取り組む地域の住民や団体を支援し、魅力ある地域づくりや地域で子どもを育てる環境づくりの推進

子どもへの支援の充実

【目標】 震災や大雨による災害、いじめによる子どもの不登校や自殺、登下校の中の交通事故、虐待死、感染症の拡大など、子どもの命に関わる大きな災害や事件・事故等が発生するとともに、子どもの貧困や人口減少など様々な事象が社会問題化していることを踏まえ、これから時代に求められる資質・能力を子どもたちに身に付けさせるために、学校、家庭、地域社会が連携・協働して、子どもを支援する取組を推進する。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）」を踏まえた取組の充実に努める。

【具体的対応】

- (1) 自然災害や事件・事故、感染症などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない取組への支援
- (2) 学校・家庭・地域社会の連携・協働のもと、経済的に困難な状況に置かれている子どもの“学びと生活”を支援する取組の推進
- (3) 学校と地域社会、関係機関等が連携した、気になる児童生徒の家庭状況の把握と改善への取組の促進
- (4) 地域住民による声かけ・あいさつ・見守り運動を実施するなど、地域全体で子どもを見守り育てる取組の支援
- (5) “連合ならでは”的取組における子どもの活動に対する保護者や地域住民による支援の充実
- (6) 「京のまなび教室」における豊かな体験活動・学習活動に対する支援の充実
- (7) 障がいのある子どもを含めた児童生徒間交流や世代間交流の推進に係る支援
- (8) 学校図書室と3町村の各図書室との連携、読み聞かせをはじめとする読書ボランティアの支援による子どもの読書活動の充実
- (9) 相楽東部広域連合「子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」に基づいた、家庭・学校・地域が連携・協働し、社会総がかりで取り組む読書の推進
- (10) 青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性、自己肯定感をはぐくむべく、関係機関や学校等と連携・協働した体験活動及びボランティア活動の充実
- (11) 次代を担う中高生がライフデザインを描く力を醸成すべく、家族の大切さ、妊娠や出産、子育てなどに関する学習活動や乳幼児とのふれあい体験活動の支援

人権教育の推進

【目標】 近年の社会状況の急激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきており、自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けることが求められている。

そのため、人権という普遍的文化の構築を目標とした「京都府人権教育・啓発推進計画」（第2次：改訂版）及び3町村の「人権教育・推進計画」を踏まえ、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けた取組を推進することとし、生涯にわたりあらゆる機会や場を通じて、人権尊重の理念や、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進に努める。

【具体的対応】

- (1) 管内各地域における人権に関する学習活動を効果的に推進するための、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関、人権（同和）教育推進協議会などの団体と連携・協働した総合的な取組の促進
- (2) 学校、家庭、地域社会、職場など身近な生活の場における、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の促進と、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できる態度をはぐくむ取組の推進
- (3) 法の下の平等、個人の尊厳といった人権の普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権問題に即した個別的な視点＜同和問題（部落差別）、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、ハンセン病・感染症・難病患者等、犯罪被害者等＞からのアプローチを組み合わせ、地域の実情に応じた人権学習の推進
- (4) 地域の実情を踏まえた学習教材の充実、「人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）」「人権学習資料集（社会教育編）」などを活用した学習内容や方法の工夫改善及び参加型学習の積極的な取り入れ
- (5) 個人情報の流出、インターネット上の人権侵害など、社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する人権問題の解決に向け、主体的に行動できる力を育成する人権学習の充実
- (6) 「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現を目指す法律を踏まえた人権教育を推進すべく、また、人権に関する新たな課題に対応すべく、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の指導力の向上を図る研修の充実
- (7) 障がいのある人の自立と社会参加の促進や、女性、高齢者などそれぞれの立場の人々の自己実現に向けた学習活動の支援
- (8) 子どもの人権問題（いじめ・不登校・虐待・体罰・貧困）について社会総がかりで取り組むべく、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関・団体などが連携・協働した取組の推進
- (9) ハンセン病など感染症に起因する偏見や差別、誹謗中傷を防止するための取組の推進
- (10) 人権月間を中心としたイベントや街頭啓発、啓発パネルの展示等による人権啓発活動の充実
- (11) 人権教育・啓発事業における学習活動を通じた3町村の住民相互交流の促進

